

第2期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 令和元年7月24日(水) 午前11時から12時
- 2 場所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、田中康子委員
北川委員、松本委員、安部井委員、上原委員、千葉委員
石野委員、中野委員、榎本委員、寺尾委員、蔵方委員
新居委員、齋藤委員、高橋委員、田中幸彦委員、中田委員
下郡山委員、柴宮委員、稲永委員、北原委員
(以上24名)
※欠席委員 清水委員
- 4 傍聴者 4名
- 5 配付資料
 - ① 資料1 練馬区障害者差別解消支援地域協議会委員名簿
 - ② 資料2 練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
 - ③ 資料3 第2期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の体制
 - ④ 資料4 区における障害を理由とする差別に関する相談事例の報告
 - ⑤ 資料5-1 区における障害を理由とする差別の解消に関する取組について
 - ⑥ 資料5-2 各委員からのご意見

○障害者施策推進課長

それでは、第2期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。

本日、会長、副会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます、障害者施策推進課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、初めに障害者差別解消支援地域協議会の開催方法についてご説明いたします。

会議は年3回の開催といたしまして、会長は招集いたします。会議の公開につきまして、公開といたします。一般区民の傍聴を可能とするものでございます。ただし、傍聴人による発言、録音、撮影は認められません。

次に会議録の公開についてご説明いたします。会議中の発言は、録音させていただきます。会議録を作成し公開いたします。恐れ入りますが、ご発言の際は所属とお名前からご発言をお願いいたします。

会議録作成後、各委員にご確認していただいた上で、区ホームページに公開といたします。なお、公開に際しましては、発言者個人を特定できないようにいたします。

また、本日スクリーンに皆さまのご発言を文字で写します、UD トークを設置しております。音響設備の都合上、文字を映し出すことができるマイクは2本までとなっております。全てのご発言を映し出すことはできない場合もございます。ご了承ください。以上でございます。

それでは、開会に当たりまして、福祉部長、中田よりごあいさつを申し上げます。

○福祉部長

このたび、障害者差別解消支援地域協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

本協議会ですが、平成 28 年度から 30 年度の 3 年間を第 1 期として、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うための協議、また地域における事例の共有を行ってまいりました。

この間、東京都においては障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例が、平成 30 年 10 月から施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなどの規定が定められました。

また、障害者差別解消法施行後 3 年が経過しまして、国において今年度から法の見直しについての議論も開始されております。こうした状況を踏まえながら、皆さまと一緒に障害のある方も、ない方も暮らしやすい街を目指していきたいと考えています。それぞれのお立場からの知恵をお借りできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○障害者施策推進課長

続きまして、委嘱状の交付でございます。本日、机上に置かせていただいた委嘱状をもちまして、第 2 期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の委員の委嘱とさせていただきます。ご了承ください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご所属と名前、一言ごあいさついただければと思います。

(委員、自己紹介)

○事務局

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員、自己紹介)

○障害者施策推進課長

それでは、次に会長と副会長の選任をお願いしたいと存じます。資料 2、練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱をご覧ください。

こちらの要綱、第 3 条第 3 項に、会長は委員の互選より選出し、副会長は会長が指名するとございます。いかがでしょうか。

○委員

学識経験者の高橋先生をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

皆さま、よろしいでしょうか。

(一同拍手)

ありがとうございます。では、高橋委員に引き続き、会長をお願いいたします。

次に、副会長の専任ですが、会長に選任されました高橋委員より、副会長のご指名を

お願いいたします。

○会長

齋藤委員に副会長にご就任いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。それでは、会長と副会長に一言ごあいさつをいただきまして、議事進行を会長にお願いしたいと思います。

○会長

障害者差別解消支援地域協議会というのは、国の指針でつくられている協議会ですが、こういう場があることによって差別解消が進む大変大事な役回りをするしなければいけないという、そういうことでございまして、皆さまのご協力をお願いいたします。今回の選挙で重度障害者の方が国会議員になりました。ということは、バリアフリーも含めてさまざまな措置を国の最高機関がやると、充実するということは現場にとっても、いろんな意味でいい刺激になるのではないかと期待をしております。引き続きよろしくお願いいたします。

○副会長

私の所属するところは、東京保健生活協同組合といたしまして、昔からいろいろな差別に対して積極的に関わってきた医療機関ということもありますので、障害者だけでなく、差別のない社会をつくっていくという見解だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、第2期の第1回の会議ということで。障害者差別解消支援地域協議会の役割、内容等について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

では、資料3によりまして、第2期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の体制についてご説明のほうをさせていただきます。

協議会は行政、障害当事者、教育、福祉、事業者、法曹、学識経験者の25名以内で構成するものでございます。

協議会は構成員それぞれの機能や取り組み、事例を共有いたしまして、障害者差別の解消や障害理解の促進をするための協議を行う場でございます。

協議会の開催は年3回を予定してございます。自立支援協議会の専門部会の一つでございます、権利擁護部会の構成員を委員といたします実務者会議を設置いたしまして、具体的な検討を行ってまいります。実務者会議については裏面のほうに記載のほうをしてございます。

設置要綱に基づきまして、自立支援協議会の権利擁護部会を構成員としまして、障害

者差別解消と障害理解の推進にかかる取り組みを検討する実務者会議を設置するものでございます。

実務者会議において、具体的な検討を行いまして、この協議会のほうに報告をさせていただくものでございます。

平成 30 年度末で障害者差別解消法の施行から 3 年が経過しました。現在、国が障害者差別解消法の見直しにかかる検討を開始してございます。そのような国の動向を踏まえまして、協議を進めることとしてございます。

協議事項といたしましては 3 点ございます。1 点目が障害者差別に関する相談事例に関すること。2 点目が障害者差別に関する相談体制に関すること。3 点目が障害者差別解消の推進および障害理解への取り組みに関することとございます。

このような体制によりまして、一番下の囲みになりますが、相談への迅速かつ適切な対応。紛争の防止または解決に向けた関係機関の対応力の向上。そして、地域社会への障害者差別解消法の理念の普及・啓発等の役割を担っていただくということを考えてございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、何か委員の皆さまのほうからご質問、ご意見等、ございますか。ございませんようでしたら、何かあればその都度対応させていただきますので、ご発言くださいませ。

引き続き、報告および協議事項区における障害を理由とする差別に関する相談事例についての報告です。

○事務局

(資料 4 の説明)

○会長

ありがとうございました。ご報告いただきました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○委員

ただ今、障害を理由とする差別に関する相談の事例、平成 30 年 10 月から 31 年 3 月までの 13 件についてご報告がございました。区がこの差別解消に関する相談を受け始めてから、累計で何件になっているのかということをもっと教えていただきたい。そろそろ練馬区も差別解消に関する条例制定を考える時期じゃないかと思えます。

千葉県が、全国で初めて差別解消に関する条例を制定して、もう 12 年になります。そのときのやり方は、差別事例を 800 とか 900 集めたんですかね。それを基に差別のない、障害者も普通の人と一緒に暮らせる社会をつくるという趣旨の条例を制定しました。それはうまくいくかどうかはともかく、ぜひ練馬区も地方公共団体の一つとして、練馬らしい条例制定に向けていていただきたいというのが、私の希望でございます。

○会長

ありがとうございました。ぜひ働き掛けをお願いしたいと思います。これは、ご意見として承るということですが、何か。

○事務局

これまでの累積の件数でございます。まず平成 28 年の 4 月から差別解消法が施行されておまして、28 年度からの件数になります。

まず、28 年度が合計で 61 件。それから、平成 29 年度が 25 件。それから、平成 30 年度が、先ほど報告した件も含めまして 17 件。以上、これまで平成 28 年度から 30 年度までの合計の件数が 102 件でございます。

○会長

ありがとうございました。この中身が時系列でどうなったかとか、そこら辺の分析もまた必要かと思いますので。これもまた次の機会でもよろしく願いをいたします。

○委員

事例を聞いていて、大変だなというのはもちろんありますけれども、本当のところは、もっと根強いものがあります。日頃、日常的に歩いていたり、動いていたり、働いていたりしてる中で、本当にきつい言葉で差別的な言葉を投げ掛けられている人が、もう数えきれないほど、まだいるはずなんです。

僕自身も今年に関して、死んだらどうだっていうことを歩いている人に言われましたので。そういうようなことを軽く出てくるわけですから。事例収集も大事だと思ってるんですが、どういうふうに区民を巻き込んで、その解消というものにたどり着くのかみたいなビジョンがないと、本当のところが見えてこないという心配を僕は聞いていて思いました。

僕の仲間たちでもそんなことがあったし。つい最近では点字ブロックの上を歩いている視覚障害者にぶつかった健常者が、ぶつかった拍子で杖を落としてしまったときに、おまえ、1人で歩くからそうなるんだという。そういうせりふを吐いて逃げていったという話を聞きました。確かにそれは、点字ブロックの上を歩くのはまずいとは私も思いますけれども。それを簡単に、おまえが1人で歩くからそうなるんだみたいな答えが出てしまう社会であるということ。やっぱりもう一度考え直さないと駄目なんじゃないかなと僕は感じていましたので、意見として言わせていただきます。

○会長

ありがとうございます。とても重い発言をいただきました。感情が差別的な発言につながるという事例が、相当目に付き、これが実は事件につながってる報道もございました。

先ほど委員からご提案あった、やっぱり条例の問題もこれと深く関わりますよね。やっぱり理解が足りない、そういう事例がいくつかありました。その背景が、今のご発言にあるような空気でございます。

○障害者施策推進課長

ご報告したような、こういった相談という形で入ってくるものは一部だと思います。今、委員がおっしゃったような、例えば日常的に行われる嫌がらせだったり、差別的な言葉を投げ掛けられたりということは、本当にあるんだろうなと感じます。こういうことがあるということをも可視化して行って、どういうふうに行行政と皆さまと一緒にやっていくのか検討が必要だと、あらためて感じたところでございます。

まさにこの協議会のところでは、障害者差別解消に向けて練馬という地域をどういうふうにしていくかを、皆さんご意見を頂戴しながらやっていきたいなと思います。ぜひアイデアといいますか、お知恵をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員

先ほど、選挙で、障害者が議員になられたことについての話がありました。すごいいいことで、日本のためになると思っています。

ただ、もう一方見方を変えると、関わってくる問題、ちょっと話しておきたいと思うんです。

議員になられた後のことについて、いろいろ配慮をしなければいけないだろうということになりますね。それは国に考えていただけたらと思うんです。

ただ、私たちは、障害者自身は普通の方と同じように参政権を持って、投票に行って、候補者になるというのがごく当たり前だと思うんですけど。まだそこは当たり前になっていない。権利の執行がまだ十分になってないですよ。

私たちが議員になるには、非常にバリアがあって、なかなか立候補ができない状況がある。例えば聴覚障害者の場合においては、聞こえませんから、手話通訳を用意しなければいけないし。そういう状況を改善しないと、なかなかうまく議員なれないようなことがある。まだまだ考えていかないといけないんじゃないかなと思っています。

また、投票所においても、差別的な状況とは言えるか分からないですけども、手話通訳が配置されていない。受付に行っても、どういうふうに投票していいのかわからない。説明も書いてあるとはいいますが、どこに書いてあるかわからない。ですから、十分そういうところも考えていただき、またそういう差別というか、見えない差別というか。私たち自身もそういうものを差別と認めていないような、受け止められないような、当たり前のようになっていることが、もっと問題なんですよ。

私たち自身も、これが差別なんだ、これは権利を執行しなくては、という自覚を持っていかないといけないと思うんですけども。まだそういう社会になっていないと。私たちはやっぱりこういうことを考えながら理解を進めていかないといけないなと思っています。

○会長

ありがとうございました。ほかにご意見ありますか。

○委員

私も電車に乗っていて、そのようなことを言われたことがありました。知的障害のパニックを起こしたときのことで、やはり心無い言葉を言われたことがありました。ですので、まだ社会はそういうぐらいの認識だろうなど。

具体的に言うと、ちょっとパニックを起こした人がヘルパーさんとホームに、乗っていた電車から降りました。目的地じゃなかったと思うんですが、ちょっとパニックを起こしたから降りたという状態。私は反対にその電車に乗ったんですけど。そこに乗られていた乗客の方が、あいつらはサルと一緒になんだと。たたいてでも社会のルールを教えなきゃいけないと。こういう発言を大きな声でされていまして。世の中、社会はまだまだなんだなというふうに思いました。これ、去年の条例ができた後のことでした。私は大変な衝撃を受けました。

条例もそうですし、法もそうですが、相談件数がすごく数が少ないなと思っております。やはりこれが差別なんだとかいう認識が、まだまだ世の中にはないと思われまます。企業からこういったことは差別になるのだろうか、合理的配慮はどういうふうにしたらいいんだろうかというふうな、今、企業も義務化されておりますから、そういう相談があってもおかしくないなと思います。そういう、まだ社会にたどり着いていないという現実なんだなというふうに思いました。

○会長

ありがとうございました。社会というか、人のあり方、人の振る舞いまで含めた議論と、システムの問題というものと考えるご発言をいただきました。ありがとうございました。また、ここで深めていきたいと思っております。

それでは、引き続き次のテーマがございまして。(2)、区における障害を理由とする差別の解消に関する取り組みについて、引き続きお願いいたします。

○事務局

(資料5-1、5-2の説明)

○会長

ありがとうございました。何かご意見、ございますでしょうか。各委員から資料5-2で、委員から協議内容として取り上げていきたいことということをもとめております。

これは先ほど、条例の話もございましたが、何か意見、ここに記載されたもの以外でも結構でございます。

東京都としては、相当思い切った条例を作ったというふうに思います。とにかく東京都だけに普及を任せないで、練馬区でも、東京都でこういう条例を作りましたということも含めて、やっぱり区民に周知していただくというのが大事かと思っております。

○障害者施策推進課長

東京都の条例でございますので、練馬区も当然東京都の域になっておりますので。練馬区でもそちらが適用になるというところになります。

今、会長からもお話ありましたように、やっぱりなかなか浸透していないといえますか。どういうふうにやって周知をしていくかというのが一つ課題というふうに捉えております。東京都とも連携をしながら、特に、先ほど企業というお話がありました。事業者にもどのように発信していくか。何らかの機会を通じて周知を図っていきたく、このように考えているところでございます。

○会長

これはマーケティングの基本なんですが、関心を持っている人にしか普及しないです。だから、関心を持たない人はブロック装置を持っているので、はねちゃうんです。これ、先ほどのご発言もそうなんですが、関心のない人は、いくら説得してもはねるという。

その一方で、私はとても気になっているのは、ある種のタブー化というんでしょうかね。それを隠してしまうという、そういうところもあります。

そうなりますと、やっぱり私は、教育が重要かと思えます。子どもたちというのはものすごく柔軟です。しかし教育に関わる方たちが意外と難しいということを実感することがあって。そこら辺もなかなか、いわく言い難い難しさがあります。それを率直に少しリサーチしながら戦略的なアプローチをどうしたらいいかというのも、ここで少し考える機会になればと思っておりますので。よろしく願いをいたします。

○委員

この課題について3点書かせていただきました。障害者理解をどのように進めていくか。現場の視点から書かせていただきました。

特に昨年末に、この場で学務課長さんに、会長からここで決意表明してくださいというような後押しがありまして、この障害者理解が練馬区の中で推進していく必要があります。

ここの資料5-1の4月のところに、校長会において各小・中学校へ周知というふうに書いてありますが、周知しただけでは進みません。各小・中学校の校長、また副校長が、それを実際に進めていくことを見守っています。ここは学務課だけでなく、教育指導課、教育委員会として、進めていくようお願いいたします。先ほどから座長の先生がおっしゃってくださっていますが、教育委員会としてやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○障害者施策推進課長

今、委員のおっしゃられたところで、校長会というところでご紹介をさせていただいております。教育指導課ともお話をし、お知恵をいただいて、こういうプログラムが提供できます、というのを出してプレゼンしてきたという次第でございます。

ただ、1回のプレゼンだけでは、今の状況になっているというところですので、教育指導課とも再度お話しをさせていただいて、どのように、プレゼンをしていくか検討をしていきたいと思っております。同時に、学校のニーズというのも拾っていきたくと思っております。障害と教育というところの連携を、今年のところではそういう風にやっていきたいと思っております。

把握したニーズを、また皆さんにお返しをして、またご意見をいただければと思っています。学校は、いろいろな縛りがあって、難しいところがあるかと思いますが、そこをどうにかして突破していきたいなと思っています。

いろいろとご意見あろうかと思いますが、どうぞご理解ください。お願いします。

○副会長

実際に小児科をやっていると、先生による理解の違いがあまりにも多いです。しばしばあるのが、勉強ができないのは、障害のせいだから病院に行ってくいとか。反対に、明らかに発達のでこぼこがあって、いじめに至っているんだけど、先生がそれを認めていないとか。僕らが見ると明らかなんだけど、学校の先生は、別にそれは普通だよという感じで。スタンダードからちょっとでも外れると、除外していく傾向があります。本来は、そういう方も、みんなスタンダードの中に入れていってあげないといけないんです。

多分学校に聞いただけでは、ニーズが分からないかもしれない。その辺はどうなんでしょう。

○障害者施策推進課長

福祉教育自体は、先ほど申しあげましたように、小学校4年のところで点字を習ったり、手話を習ったりしています。福祉教育ということで、総合学習の時間を使ってやっているという事例は非常に多くあります。

そういったときに学校の側としても、きちんと知っている方にやってほしいというニーズはあります。でも、なかなかそれがうまくコーディネートされないので、いつも同じようなプログラムを提供しているような実態もあると聞いています。そこに入っていくたいなというのが一つです。きちんと伝わるかどうかというのは、われわれの熱意と連携の仕方にもかかわっているのかなと思っています。

○会長

ありがとうございます。これはまだまだ難しいんですが、ベンチマークというんでしょうか。どれだけ進んだか、あるいは足踏みだというようなことが何らかの形であるとよいなど。何かちょっと工夫をしながら進捗状況を管理できるようになるといいんですがね。これはいつもそういう話で、そういうところで止まってしまうので恐縮なんですが、工夫が要るなという。何かご発言は。

○委員

先日、大泉特別支援学校の夏祭りにいきました。隣が小学校です。昔から交流が盛んであると聞いております。その辺を生かした、今はどのような交流教育をしているのか。そして、練馬特別支援学校は、そういうことに取り組んでいらっしゃるのか。どんなつながりをしているか伺いたいです。

○委員

敷地的にも、お隣が区立の小・中学校です。交流授業というものがあまして、授業に参加したり、行事のための準備を一緒に整えたりしております。具体的には、文化祭に出す大きな作品を一緒に作ったりです。

なかなか、中学部になってきますと授業数ですとか、その辺りの難しさもありますが、継続的に交流というところで理解は定着してきているかと思えます。

その他、お隣の学校だけではなくて、副籍交流というものもあります。大泉で生活をしていない、例えば光が丘のほうに住んでらっしゃる生徒さんは、その学校との復籍交流という形があります。ニーズがあれば、支援部の教員も一緒に行って、学校紹介をしたり、児童生徒の障害理解を進める上で、授業の時間をつくっていただいたり、そういう形で進めている機会を頂戴しています。

やはり小さいときから、自分の近所にはそういう方が住んでらっしゃって、買い物に行くと近所のスーパーでお会いしたときに、あいさつから始まるような関係を、本当に小さいときからつくっていただけているというのが、地域で一緒に生活しているところの認識づくりで大切ではないかと思っております。また、お手紙交流などもさせていただいています。

○委員

本校の場合は知的障害の高等部の学校なので、副籍交流というような形はなく、あくまでも独自にという形になります。

本校の場合ですと、生徒会というのがありますので、その生徒会の生徒が、他の都立の高校の生徒会の生徒と交流をしたりですとか、夏祭りがあったときには、近くの学校のボランティア活動の一環で、本校に来て、その夏祭りのお手伝いをしたりしています。また、部活動では、試合をしたりというのもやっております。

あとは、本校の地域貢献の一環ですけれども、本校の掃除を学んでいる清掃班という作業学習がありますが、その生徒が地域の小学校の生徒に掃除の仕方を教えるというような活動も昨年度、一昨年度と行っています。

その場合は、どちらかというと小学生も、障害のある高校生から教えてもらっているというよりは、お兄さん、お姉さんから教えているというような、自然な感じというんでしょうかね。学んでくれているような様子があるなと思います。すごく勉強になりましたというような感想をいただいたりとかして、うちの生徒も喜んでます。大きなことはやっていないんですけども、ほそぼそと交流は行っていると思います。

○会長

ありがとうございました。それぞれから貴重なご報告をいただきました。

また、あらためて、例えば事業者の立場からご報告いただくとか、ハローワークのほうで取り組んでおられる現状もご報告いただけるとよいかと思います。

いろんな領域での差別解消の試みというのは、どういう形で行われているか共通理解をすることは大事かと思えます。引き続き議論を深めていきたいと思えます。

それでは、そろそろ時間でもございますので。また何かございましたら、事務局のほうにご意見をいただいて、次回に反映するという事にさせていただくことにします。以上で、第1回障害者差別解消支援地域協議会を終了します。